

<p>5-2 下請代金の額を決定した後、その額を引き下げたことがありますか。 下請代金の額を引き下げたことがある場合、引下げについて合意した日以前に発注したものについても、合意した新しい下請代金の額を遡って適用したことがありましたか。</p>	<p>1 下請代金の額を引き下げたことはない 2 新しい下請代金の額を合意日前の発注に適用することで合意したため、遡って適用したことがある 3 新しい下請代金の額を納品日を基準に適用することで合意したため、遡って適用したことがある 4 合意した新しい下請代金の額を遡って適用したことない</p>
--	---

設問6 経済上の利益提供要請について

<p>6-1 下請事業者に対して金銭、役務その他の経済上の利益を提供するよう要請したことがありますか。 経済上の利益提供を要請したことがある場合、その内容はどのようなものですか。</p>	<p>1 要請したことない ⇒設問6-3へ 2 金銭（例：協賛金）の提供を要請した 3 役務（例：手伝い要員の派遣や発注内容にない作業）の提供を要請した 4 知的財産権、発注内容にない設計図や管理工程表・マニュアルの無償提供を要請した 5 発注を長期間行わないにもかかわらず、金型、木型、治具の無償での保管を要請した 6 その他の経済上の利益（例：試作品・サンプル品）の提供を要請した</p>
<p>6-2 どのような方法で経済上の利益提供を要請しましたか。</p>	<p>1 要請に応じると、これを上回る利益が下請事業者に生じることを明らかにする説明を行った 2 購買・外注担当者等が要請をした 3 下請事業者ごとに目標を定めて要請した 4 要請に応じなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して要請した 5 下請事業者に提供の意思がないにも関わらず重ねて要請した 6 その他（具体的に：）</p>
<p>6-3 下請事業者に情報成果物作成委託を行ったことがありますか。 情報成果物作成委託を行ったことがある場合、貴社は、発注書面に、当該情報成果物に係る知的財産権の譲渡・利用許諾に関してどのような記載をしましたか。</p>	<p>1 情報成果物作成委託を行っていない ⇒設問7へ 2 知的財産権の譲渡・利用許諾を受けていない ⇒設問7へ 3 何も記載しなかった ⇒設問6-5へ 4 当該情報成果物作成委託の目的の範囲内で、譲渡・利用許諾を受ける旨を記載した 5 当該情報成果物に係る権利のすべてを譲渡・利用許諾する旨を記載した</p>
<p>6-4 貴社は、発注書面の記載と比較して、どの範囲で当該知的財産権の譲渡・利用許諾を受けましたか。</p>	<p>1 発注書面の記載と同じ範囲で、譲渡・利用許諾を受けた 2 発注書面に記載の範囲を超えて、譲渡・利用許諾を受けた 3 発注書面に記載の範囲よりも狭い範囲で、譲渡・利用許諾を受けた</p>

<p>6-5 貴社は、当該知的財産権の対価を支払いましたか。</p>	<p>1 実際に譲り受けた範囲に相当する額を支払った 2 実際に譲り受けた範囲に相当する額を上回る額を支払った 3 実際に譲り受けた範囲に相当する額よりも少ない額を支払った 4 支払わなかった 5 その他（具体的に：）</p>
---	---

設問7 物の購入要請・サービスの利用要請について

<p>7 下請事業者に対して物品の購入又はサービス（例：製品、食料品、チケット、広告等）の利用を要請したことがありますか。 要請したことがある場合、どのような方法で要請を行いましたか（下請事業者以外の物品購入者、サービス利用者の紹介を要請した場合も含みます。）。</p>	<p>1 物品の購入又はサービスの利用を要請したことない 2 購買・外注担当者等が要請をした 3 下請事業者ごとに目標を定めて要請した 4 要請に応じなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して要請した 5 下請事業者に提供の意思がないにも関わらず重ねて要請した 6 下請事業者から申し出がないのに一方的に物を送付した 7 その他（具体的に：）</p>
--	---

設問8 発注内容の変更・やり直しについて

<p>8-1 発注後、下請事業者に責任がある場合（給付内容が3条書面と異なる、給付内容に瑕疵があった等）を除き、下請事業者に新たに生じた費用を負担せずに、発注の取り消し・給付内容の変更ややり直しを求めたことがありますか。 その理由は何でしたか。</p>	<p>1 自社が費用を負担せずに発注の取り消しや変更、やり直しを求めたことはない ⇒設問9へ 2 販売不振等を理由として発注の取り消しや給付内容の変更をした 3 設計変更や仕様変更を理由として給付内容の変更ややり直しを求めた 4 自社の取引先の都合により給付内容の変更ややり直しを求めた 5 委託内容や仕様の明確化や確認が十分ではなかったため 6 その他（具体的に：）</p>
<p>8-2 発注内容の変更を行った場合、その変更内容をどのように伝えましたか。</p>	<p>1 発注書面を再交付した。 2 変更内容を口頭で伝え書面を交付しなかった。</p>

※ 貴社と下請事業者との間の取引が役務提供委託のみである場合、設問9～12は回答不要です。設問13に進んでください。

設問9 物品又は情報成果物の受領について

<p>9 下請事業者に責任（不良品、数量不足、納期遅れ等）がないのに、物品又は情報成果物を発注書面に記載した納期に受領しなかったこと（発注を取り消す場合も含みます。）がありましたか。 受領しなかったことがある場合、発注書面に記載した納期に受領しなかった理由は何ですか。</p>	<p>1 納期に受領しなかったことはない ⇒設問10へ 2 設計や仕様等に変更が生じたため 3 生産計画や販売予想に見込み違いが生じたため 4 発注元からキャンセルされたため 5 檢査の基準・方法を変更したため 6 受入態勢が整わなかつたため 7 その他（具体的に：）</p>
---	---